

個人情報保護関係

○東海大学附属静岡翔洋小学校個人情報保護委員会規程

(制定 2005年4月1日)

(目的)

第1条 この規程は、法人個人情報保護委員会と協力して、個人情報を適正に取り扱うよう教職員へ個人情報保護に関する啓発を行い、またそのために必要となる対策を検討して実施するために東海大学附属静岡翔洋小学校に設置する、東海大学附属静岡翔洋小学校個人情報保護委員会（以下「本委員会」という。）について定める。

(構成)

第2条 本委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、機関の長とする。
- 3 委員は、東海大学附属静岡翔洋小学校企画委員とする。
- 4 委員長及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(役割)

第3条 本委員会は、次の役割を担う。

- (1) 機関内の個人情報保護に関する啓発
- (2) 機関内の個人情報保護に関する対策の検討・実施
- (3) (機関名等) 個人データ管理責任者の指名
- (4) 法人個人情報保護委員会の指示事項の実施
- (5) その他、本委員会が必要と思われる事項

(成立条件)

第4条 本委員会は、委員長が必要と認めたときに委員を招集し、その議長となる。

- 2 本委員会は、委員長及び委員の過半数の出席により成立する。

(下部組織の設置)

第5条 本委員会の決定事項の実務を行うため、本委員会の下部組織を設置することができる。

(事務局)

第6条 本委員会の事務局は、事務室とする。

付 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

個人情報保護方針

東海大学附属静岡翔洋小学校（以下「本校」という）は、個人情報の重要性を認識し、個人情報保護方針を策定し、以下の事項を遵守し、個人情報保護への取り組みを実施、継続してまいります。

1. 個人情報の収集、利用及び提供

本校は、収集目的を明確にした上で、目的の範囲内に限り、適法かつ公正な手段を用いて個人情報を収集します。また、個人情報の利用・提供は、その収集目的から逸脱しない範囲とします。

2. 個人情報の管理と保護

本校は、適切かつ厳重に個人情報を管理します。原則として、本人の同意^{※1}を得た場合を除き、第三者への個人情報の開示・提供は行いません。また、個人情報に関する不正アクセス・紛失・破壊・改ざん・漏えい等を防止するため、安全対策を実施し、その維持・改善を行います。

3. 個人情報に関するお問い合わせへの対応

本校が保有する個人情報に関する各種お問い合わせ（開示・訂正・削除の請求及び苦情・相談）に対しては、合理的な範囲で適切かつ迅速に対応します。また、そのために必要な体制の整備に努めます。

4. 法令遵守

本校は、本校が保有する個人情報に関して適用される法令、規範を遵守します。

5. 継続的改善

本校では、個人情報保護に関する管理の体制と仕組みについて継続的改善を実施します。

6. 個人情報の利用目的

本校では、以下に提示する利用目的の範囲においてのみ利用いたします。

- ・教務に関する業務のため
- ・学籍管理に関する業務のため
- ・保護者との連絡・通知に関する業務のため
- ・課外活動・学校行事に関する業務のため
- ・進学に関する業務のため
- ・学納金に関する業務のため
- ・教育上必要な試験・研修に関する業務のため

7. 個人情報の第三者提供

① 本校では、以下に公表する場合を除き、個人情報を第三者に提供することはいたしません。

- ・個人情報の提供に際し、あらかじめ本人（保護者）から同意を得ている場合
- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人（保護者）の同意を得ることが困難であるとき
- ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人（保護者）の同意を得ることが困難であるとき
- ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人（保護者）の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

② 本校では、事前の同意^{※1}なくして、皆様の個人情報を以下に挙げる機関以外には提供いたしません。

- ・本校保護者会
- ・本校同窓会
- ・出身幼稚園・保育園
- ・受験校・進学校
- ・保険会社・旅行会社等（修学旅行・宿泊等の学校行事）
- ・（学校法人）東海大学
- ・学用品等学校指定の取扱業者（児童名・電話番号のみ）
- ・写真・アルバムの取り扱い業者

8. 個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ窓口

電話 : 054-334-2408 FAX : 054-334-9950
受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く）9:00～16:00 担当者：教頭

※1 本校では、児童の法定代理人（保護者等）の同意を持って「本人の同意」とさせて頂く場合を基本とします。